



Title	春秋經傳集解譯稿（二）：隱公六年～十一年
Author(s)	岩本, 憲司
Citation	中国研究集刊. 1997, 19, p. 136-175
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61057
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿(二)

— 隱公六年〜十一年

岩 本 憲 司

(跡見学園女子大学)

〔隱公六年〕

經六年春鄭人來渝平

④和好するだけで盟わないのを、「平」という。

附『國語』魯語上「齊侯乃許爲平而還」の章注に「平

和也」とあるのを参照。

これに倣う。

附疏に引く『釋例』に「年之四時 雖或無事 必空書

首月 以紀時變 以明麻數也」とあるのを参照。ま

た、公羊傳文に「此無事 何以書 春秋雖無事 首

時過則書 首時過則何以書 春秋編年 四時具然後

爲年」とあるのを参照。

なお、注の「也」は、諸本に従って、「他」に改める。

經夏五月辛酉公會齊侯盟于艾

④泰山の牟縣の東南部に艾山がある。

經秋七月

④(ある季節に)事件がなくても、首月〔その季節のはじめの月〕を書くのは、四時〔四つの季節〕をそろえて(一)歳を完成させるためである。他はみな、

經冬宋人取長葛

④秋に取ったが、冬になってから(冬の事件として)赴告してきたのである。上に「鄭を伐つて、長葛を圍んだ」〔五年經文〕とあって、長葛が鄭の邑であ

ることがわかるから、(ここで)「鄭」と言っていないのである。前年の冬に圍んだときは、うまくゆかずにひきかえしたが、今、この冬には、長葛の無防備に乗じて取った。(つまり、經に「取」とあるように)容易だったということである。

附注の「秋取」については、下の傳文に「秋宋人取長葛」とある。

注の「不言鄭」については、異説として、疏に「賈服以爲長葛不繫鄭者 刺不能撫有其邑」とある。

注の「言易也」については、襄公十三年の傳文に「凡書取 言易也」とあるのを参照。

圍六年春鄭人來渝平 更成也

③「渝」は、變である。公は、公子だった頃、狐壤で戦い、鄭にとらえられ、逃げ歸ったことがあり、(それ以来)鄭を怨んでいた。(そのため)鄭が宋を伐つと、公は宋を救援しようとしたが、宋の使者が失言したため、公は怒つてやめにした。宋に對して忿りをもつたとすれば、(その敵國である)鄭との親交をのぞんでいるはずであるから、鄭は、この機を

とらえて、(魯に)やつて來たのである。だから、經に「渝平」と書き、傳で「更成」と言っているのである。(つまり、從來の敵對關係をかえて、和平した、ということ)。

附注の「渝 變也」は、『爾雅』釋言の文である。

注の「公之爲公子云云」については、十一年の傳文に「公之爲公子也 與鄭人戰于狐壤 止焉 鄭人囚諸尹氏 賂尹氏而禱於其主鍾巫 遂與尹氏歸而立其主」とあるのを参照。

注の「鄭伐宋云云」については、五年の傳文に「鄭人以王師會之 伐宋入其郛以報東門之役 宋人使來告命 公聞其入郛也 將救之 問於使者曰 師何及」

對曰 未及國 公怒乃止」とあるのを参照。

注の「故經書渝平云云」については、下の「五月」の注に「成猶平也」とあるのを参照。また、宣公四年の穀梁傳文に「平者 成也」とあるのを参照。なお、經の「渝」、つまり、傳の「更」については、異説として、疏に「服虔云 公爲鄭所獲 釋而不結平 於是更爲約束以結之 故曰渝平」とある。

團翼九宗五正頃父之子嘉父逆晉侯于隨

⑨「翼」は、晉の舊都である。唐叔が始めて封ぜられたとき、懷姓九宗と職官五正を受け、（これらは）そのまま、代々、晉の權勢家となつていた。「五正」とは、五官の長である。「九宗」とは、一姓で九族をなしているもの（同姓の九族）である。「頃父之子嘉父」は、晉の大夫である。

附定公四年の傳文に「分唐叔以大路密須之鼓闕鞏沽洗懷姓九宗 職官五正」とあるのを参照。また、昭公二十九年の傳文に「故有五行之官 是謂五官（中略）木正曰句芒 火正曰祝融 金正曰蓐收 水正曰玄冥 土正曰后土」とあるのを参照。

團納諸鄂 晉人謂之鄂侯

⑩「鄂」は、晉の別邑である。諸諸の、地名で、疑わしいものは、いづれもみな、「有」と言つて、はっきりしないことを示す。闕（不明）のもの（でも、國がわかる場合）は、（國をあげ）「闕」とは記さない。他はみな、これに倣う。前年に、桓王がこの侯の子を翼に立てていたため、もはや翼に入れることが出来ないから、別に鄂においたのである。

附注の前半については、本疏に「杜言不復記其闕者

謂但言某邑而已 下不云闕 若鄂直云晉別邑 及翼侯奔隨 注云隨晉地 鄭人侵衛牧 注云牧衛邑 如此之類 皆不言闕 是也 若不知何國之地者 則言闕 若虞公出奔共池 公孫嬰齊卒于狸脰 並注云闕是也」とある。また、成公十七年の疏に「杜於土地之篇 凡有地名二十六所 不知所在之國 狸脰卽是其一 不知是何國之地 故直云闕也」とある。これらによれば、杜預の地名の注には、おおむね四種類があるようである。第一は、はっきりわかるもの（第二は、疑わしく、はっきりしないもの（「有」と言う）、第三は、闕（不明）だが、國だけはわかるもの（「く邑」「く地」と言う）、第四は、全く闕（不明）のもの（「闕」と言う）である。注の後半については、五年の傳文に「曲沃叛王 秋王命虢公伐曲沃 而立哀侯于翼」とあり、注に「春翼侯奔隨 故立其子光」とあるのを参照。

團夏盟于艾 始平于齊也

⑪《春秋》以前、魯と齊とは不仲だったが、今ここで

ようやく、にくしみを棄てよしみを結んだ。だから、「始めて齊と和平した」と言っているのである。

團五月庚申鄭伯侵陳大獲 往歲鄭伯請成于陳

①「成」は、平と同じである。

附宣公四年の穀梁傳文に「平者 成也」とあるのを参照。

團陳侯不許 五父諫曰 親仁善鄰 國之寶也 君其許鄭

②「五父」とは、陳の公子佗のことである。

團陳侯曰 宋衛實難

③おそればばかるべき（相手）である。

團鄭何能爲 遂不許 君子曰 善不可失 惡不可長 其陳桓公之謂乎 長惡不悛 從自及也

④「悛」は、止である。「從」は、隨である。

團雖欲救之 其將能乎 商書曰 惡之易也 如火之燎于原 不可鄉邇

⑤「商書」の「盤庚」である。惡がのびやすいのは、恰も、火が原野にもえひろがるようなものであつて、向かい近づくことさえ出来ない、ということである。

團其猶可撲滅

⑥（まして）たたき消すことなど（到底）出来ない、ということである。

團周任有言

⑦「周任」は、周の大夫である。

團曰 爲國家者 見惡如農夫之務去草焉 芟夷蘊崇之 絕其本根 勿使能殖 則善者信矣

⑧「芟」は刈であり、「夷」は殺であり、「蘊」は積であり、「崇」は聚である。

團秋宋人取長葛

團冬京師來告饑 公爲之請糴於宋衛齊鄭 禮也

⑨饑を告げるのに王命によらなかつたから、傳で「京師」と言い、經には書かれていないのである。王命ではなかつたけれども、公は恭敬して王命であると稱し、自國だけでは足りない分を、廣く鄰國に請うた。だから、「禮にかなつている」と言つてゐるのである。（つまり）傳は、隱公が賢であつたことを示しているのである。

團鄭伯如周 始朝桓王也

⑨桓王の即位以來、周と鄭とはにくみ合っていたが、ここに至って、ようやく朝した。だから、「始めて」と言っているのである。

團王不禮焉 周桓公言於王曰 我周之東遷 晉鄭焉依

⑩「周桓公」とは、周公黑肩のことである。「周」は、采地である。扶風の雍縣の東北部に周城がある。幽王が犬戎に殺され、平王が東にうつったとき、晉の文侯と鄭の武公とが王室を輔佐した。だから、「晉と鄭とにたよった」と言っているのである。

附『國語』晉語四に「晉鄭兄弟也 吾先君武公與晉文侯戮力一心 股肱周室 夾輔平王」とあるのを参照。

團善鄭以勸來者 猶懼不諶

⑪「諶」は、至である。

團況不禮焉 鄭不來矣

⑫桓公五年の、諸侯が王に従って鄭を伐った事件、のために傳したのである。

附桓公五年に「秋蔡人衛人陳人從王伐鄭」とある。

〔隱公七年〕

經七年春王三月叔姬歸于紀

⑬傳はない。「叔姬」は、(二年に嫁いだ)伯姬の姉である。このときになって嫁いだのは、父母の國で成長を待ったからである。嫡(伯姬)といっしよに行かなかつたから、書いたのである。

附注の前半については、『公羊』の何注に「叔姬者 伯姬之媵也 至是乃歸者 待年父母國也 婦人八歲備數 十五從嫡 二十承事君子」とあるのを参照。注の後半については、異説として、疏に「賈云 書之者 刺紀賁叔姬」とある。また、何注に「媵賤書者 後爲嫡 終有賢行」とある。

經滕侯卒

⑭傳例に「名を書いていないのは、同盟していなかつたからである」「下の傳文」とある。「滕」國は、沛國の公丘縣の東南部にあった。

經夏城中丘

⑮「城」の例は、莊公二十九年にある。「中丘」は、

琅邪の臨沂縣の東北部にあつた。

附莊公二十九年の傳文に「凡土功 龍見而畢務 戒事也 火見而致用 水昏正而裁 日至而畢」とある。

經齊侯使其弟年來聘

④諸諸の「聘」は、いづれもみな、卿に玉帛をもつて

慰問させるのである。例は、襄公元年にある。

附「儀禮」聘禮疏に引く鄭玄の「目錄」に「大問曰聘

諸侯相於久無事 使卿相問之禮 小聘使大夫」とあるのを参照。

なお、注の「例在襄元年」〔諸本に従つて、「九」を「元」に改める〕については、襄公元年の傳文に

「凡諸侯即位 小國朝之 大國聘焉 以繼好結信 謀事補闕 禮之大者也」とある。

經秋公伐邾

經冬天王使凡伯來聘

⑤「凡伯」は、周の卿士である。「凡」は國で、「伯」は爵である。汲郡の共縣の東南部に凡城がある。

附元年の疏に引く『釋例』に「王之公卿皆書爵 祭伯 凡伯是也」とあるのを参照。

經戎伐凡伯于楚丘以歸

⑥戎は鍾鼓をうち鳴らして天子の使いを伐つたのであり、夷狄の強暴さをあらわしている。凡伯が敗れた

と書いていないのは、單なる使いであつて、士衆がついておらず、いくさではなかつた、からである。

ただ「つれ歸つた」と言っているのは、とらえたわけではなかつた、からである。「楚丘」は、衛地であり、濟陰の成武縣の西南部にあつた。

附注の「戎鳴鍾鼓云云」については、莊公二十九年の傳文に「凡師 有鍾鼓曰伐」とあるのを参照。

注の「但言以歸 非執也」については、穀梁傳文に「以歸猶愈乎執也」とあるのを参照。

注の「楚丘 衛地」については、穀梁傳文に「楚丘 衛之邑也」とあるのを参照。

なお、注の「城武縣」の「城」は、校勘記に従つて、「成」に改める。

附七年春滕侯卒 不書名 未同盟也 凡諸侯同盟 於

是稱名 故薨則赴以名

①盟時には、名をもって神に告げるから、薨じた時にも、名をもって同盟（の諸侯）に赴告するのである。

②告終稱嗣也 以繼好息民

③（「告終稱嗣」とは）死者の終わりを告げ、位を嗣ぐ者を稱するのである。位を嗣ぐ者は、（死者の遺志を）うけついで、忘れることはないから、「よしみを繼ぐ」と言っているのである。よしみが同じであれば、和親するから、「民を安んじる」と言っているのである。

附校勘記に従って、傳文の「終」の下に「稱」を補う。

團謂之禮經

④ここは、「凡」例は周公が制した「禮經」に他ならない、ということを行っているのである。十一年の「不告」の例では、また、「典策に書かない」と言っているから、禮經はいづれもみな典策に書かれている（典策に書かれているのはすべて書法に則った文である）ことがわかる。仲尼は、《春秋》を脩めるのに、いづれもみな、典策を承けて經をつくり、丘明の傳は、博く衆記を采った。だから、始めて凡

例を開示するにあたり、特にこの二句（「謂之禮經」と「不書于策」）をあらわしたのである。他はみな、これに倣う。

附注の「凡例乃周公所制禮經也」については、序に「其發凡以言例 皆經國之常制 周公之垂法 史書之舊章 仲尼從而脩之 以成一經之通體」とあるのを参照。また、序疏に引く『釋例』終篇に「丘明之傳有稱周禮以正常者 諸稱凡以發例者 是也」とあり、「稱凡者五十 其別四十有九」とあるのを参照。

注の「十一年不告之例云云」については、十一年の傳文に「凡諸侯有命 告則書 不然則否 師出滅否 亦如之 雖及滅國 滅不告敗 勝不告克 不書于策」とある。

注の「禮經皆當書於策」は、意味がよくわからない。今、五十凡例の内容を調べてみると、書法を説明しているものが二十九例、儀禮を説明しているものが四例である。しかしながら、この文を「書法や儀禮の説明自體が典策に書かれている」といったような意味に解するのは、無理であろう。これでは、上文と論理的につな

がらないし、また、經は典策を承けたものである〔下文〕というのに、經にはこのような説明の痕跡が全く見られない、からである〔そもそも、經は事件が書かれているものであり、そのもととなった典策も、おそらくは、同類のもののはずである〕。とすれば、ここでの「禮經」は、それ自體を言っているのではなくて、「儀禮に合致した事件」、あるいは、「書法に則った文」を言っている、と解する他なさそうである。ただし、前者だと、例えば、桓公二年の經に「冬公至自唐」とあり、傳に「冬公至自唐 告于廟也 凡公行 告于宗廟 反行 飲至舍爵策勳焉 禮也」とあるのは、うまく適合するが、僖公八年の經に「秋七月禘于大廟 用致夫人」とあり、傳に「秋禘而致哀姜焉 非禮也 凡夫人不薨于寢 不殯于廟 不赴于同 不祔于姑 則弗致也」とあるのは、逆に、儀禮に合致しない事件を書いているから、矛盾とは言われないまでも、適合はしない〔そもそも、《春秋》は褒貶兩用の書であるから、當然のことである〕。したがって、今ここでは、とりあえず、後者を採用するとして、なお、「書法に則った文はすべて典策

に書かれている」というのでは、わかりにくいので、これをひっくりかえして、「典策に書かれているのはすべて書法に則った文である」と解することにす〔序疏に「書於策 必有常禮」とあり、また、「書於策者 皆是經國之常制」とあるような言いかえも、同様の工夫と思われる〕。

注の「丘明之傳 博采衆記」については、元年の注に「傳之所據 非唯史策 兼采簡牘之記」とあるのを参照。なお、あまりはつきりはしないが、この注全體の論理をたどってみると、この文は、先に述べた、書法及び儀禮の説明、つまり禮經〔凡例〕自體の出所を言っているようにも讀める。すなわち、「出所は、典策ではなくて、「衆記」にある」と(?)。ところで、禮經〔凡例〕自體の出所については、氣になる文が他に三つある。一つめは、八年の注に「諸例 或發於始事 或發於後者 因宜有所異同 亦或丘明所得記注 本末不能皆備故」〔疏「云亦或丘明所得記注本末不能皆備者 但杜又自疑以爲 諸例皆應從始事而發 在後發者 以記注周公舊凡 不繫於始事 繫於後事 丘明作傳 因記注所繫 遂以發之

如杜此言 則周公舊凡 於記注之文 散在諸事

丘明作傳 因記注之文發例 故或先或後也」)とあるのが、それである。この文は、禮經(凡例)自體の出所は「記注」にある、と言っているが、「記注」とは何かが問題になる(序に「赴告策書 諸所記注 多違舊章」とあつて、並列されていることからみると、策書つまり典策とは別のもののようにであるが、下に「多違舊章」とあることからみると、單に策書を言いかえているもののものである)。二つめは、序に「其例之所重 舊史遺文 略不盡舉 非聖人所脩之要故也」とあるのが、それである。この文で、「其例之所重」とは、例えば、桓公元年の經に「秋大水」とあり、莊公七年の經に同じく「秋大水」とあるのを指し、「略不盡舉」とは、前者には「凡平原出水爲大水」という傳があり、後者には省略されていることを指す。さて、ここまでではよいが、「舊史遺文」が、上を指すのか、あるいは下を指すのか、つまり、「秋大水」を指すのか、あるいは「凡平原出水爲大水」を指すのか、がよくわからない。もし、上を指すのなら、あまり問題はないが、下を指すと

なると、つまりは、凡例自體の出所は「舊史遺文」にある、ということになる。こうなると、「舊史遺文」とは何かが問題になる。三つめは、序疏に引く『釋例』終篇に「諸凡雖是周公之舊典 丘明撮其體義 約以爲言 非純寫故典之文也 蓋據古文 覆逆而見之 此丘明會意之微致」とあるのが、それである。この文も、よくわからないが、もし、凡例自體の出所は「故典之文」あるいは「古文」にある、と讀めば、「故典之文」あるいは「古文」とは何かが問題になる。そして、一つめの「記注」と、二つめの「舊史遺文」と、三つめの「故典之文」あるいは「古文」が、ここでいう「衆記」と同じようなもの、つまり、所謂典策とは別のものを指すのなら、問題はなくなるが、もし、これらが、典策を指すということになれば、要するに、書法や儀禮の説明自體が典策に書かれている、ということになるから、上に長々と述べたことは、全て、更めて考えなおさなければならなくなる(「どうやら、杜預の「凡例」解釋については、一篇の論文が必要のようである」)。

團夏城中丘 書 不時也

團齊侯使夷仲年來聘 結艾之盟也

①艾の盟は、六年にある。

團六年に「夏五月辛酉公會齊侯盟于艾」とある。

團秋宋及鄭平 七月庚申盟于宿 公伐邾 爲宋討也

②（以前）公は、宋（の依頼）を拒んで、鄭と（それ

までの敵對關係を）かえて和平し、鄭をたすげにし
ようとした。（ところが）今ここで、鄭がまた宋と
盟ったから、（孤立するのを）おそれて（宋の敵國
である）邾を伐ち、宋の氣をひこうとしたのである。
だから、「宋のために討った」と言っているのでは
ある。

附注の「公拒宋」については、五年の傳文を参照。

注の「更與鄭平」については、六年に「春鄭人來渝
平」とある。

團初戎朝于周 發幣于公卿 凡伯弗賓

③朝した後、禮物を公卿たちに贈ったのは、現在、會

計報告した後、公府や卿寺を挨拶まわりすると、
同じようなものである。

團冬王使凡伯來聘 還 戎伐之于楚丘以歸

④傳は、凡伯が伐たれたわけを言っているのである。

附「儀禮」覲禮の疏に「服注云 戎以朝禮及公卿大夫

發陳其幣 凡伯以諸侯爲王卿士 不脩賓主之禮敬

報於戎 是以冬天王使凡伯來聘 還 戎伐之於楚丘
以歸」とあるのを参照。

團陳及鄭平

⑤六年に鄭が陳を侵して大きな戦果を獲たが、今こ
で和平したのである。

團六年の傳文に「五月庚申鄭伯侵陳大獲」とある。

團十二月陳五父如鄭洧盟

⑥「洧」は、臨である。

團壬申及鄭伯盟 敵如忘

⑦心が血を敵することに（向いてい）なかった（上の空
であった）。

附あまりはつきりはしないが、注の文から推して、杜
預は、傳の「如」を、このまま、ごとしと讀んでい

るようである。なお、異説として、疏に「服虔云如而也 臨敵而忘其盟載之辭 言不精也」とある。なお、注の「忘」は、校勘記に従つて、「志」に改める。

○鄭洩伯曰 五父必不免 不頼盟矣

②「洩伯」は、鄭の洩駕である。

○鄭鄭良佐如陳泄盟

③「良佐」は、鄭の大夫である。

○鄭辛巳及陳侯盟 亦知陳之將亂也

④その國に入つて、その政治を觀たから、(五父のことに限らず)陳國全體について言つたのである。(こ

こは)いづれもみな、桓公五年と六年の、陳が亂れたことと、「蔡人が陳の佗を殺した」(桓公六年經)ことのために、傳したのである。

○附注の「陳亂」については、桓公五年の傳文に「春正月甲戌己丑陳侯鮑卒 再赴也 於是陳亂 文公子佗殺太子免而代之 公疾病而亂作 國人分散 故再赴」とある。

○鄭鄭公子忽在王所 故陳侯請妻之

⑤忽は王の覺えがめでたかつた、からである。

○附三年の傳文に「鄭公子忽爲質於周」とあるのを参照。なお、四年の傳文に「陳桓公方有寵於王」とあるのも、あるいは、關係があるかも知れない。王の覺えがめでたい者どうし、ということだ〔?〕。なお、注の「爲」は、諸本に従つて、「有」に改める。

○鄭鄭伯許之 乃成昏

⑥鄭の忽が、婚姻によつて齊を後楯にする機會をのがし、出奔するに至つた、ことのために傳したのである。

○附桓公十一年に「鄭忽出奔衛」とあり、傳に「鄭昭公之敗北戎也 齊人將妻之 昭公辭 祭仲曰 必取之 君多内寵 子無大援 將不立 三公子皆君也 弗從」とあるのを参照。

〔隱公八年〕

○八年春宋公衛侯遇于垂

⑦「垂」は、衛地である。濟陰の句陽縣の東北部に垂亭がある。

經 三月鄭伯使宛來歸柩

①「宛」は、鄭の大夫である。氏を書いていないのは、族を賜わっていないからである。「柩」は、鄭が泰山を祀るための邑であり、琅邪の費縣の東南部にあった。

附穀梁傳文に「邴者 鄭伯所受命於天子而祭泰山之邑也」とあるのを参照〔なお、「邴」は「柩」の異文である〕。

經 庚寅我入柩

②桓公元年になつてようやく、柩の田（と許の田と）の交換を終えているから、ここで「柩に入った」というのは、まだ受けとつて所有したわけではない、ことがわかる。

陶桓公元年の傳文に「春公即位 脩好于鄭 鄭人請復祀周公 卒易柩田 公許之 三月鄭伯以璧假許田 爲周公柩故也」とある。

なお、ここは、義例を言っているわけではないが、一應、襄公十三年の傳文に「弗地曰入」とあるのを参照。

經 夏六月己亥蔡侯考父卒

③傳はない。襄公六年の傳に「杞の桓公が卒した。始めて、名をもつて赴告してきた（經に「杞伯姑容卒」とある）が、（それは、かつて、先代の成公と）同盟したからである」とある。（つまり）諸侯は同盟すれば名を稱する、というのは、現に位にある二君（の間）に限られることなく、かつてその父と同盟した場合も、名をもつてその子に赴告するのであり、これもまた「よしみを繼ぐ」（七年傳文）ということである。（この場合）蔡は隱公と盟つたことはない（のに、經に「蔡侯考父卒」とある）。おそらく、《春秋》以前に惠公と盟つたから、名をもつて赴告してきたのであろう。

陶襄公六年の注に「桓公三與成同盟 故赴以名」とあり、その疏に引く『釋例』に「杞伯姑容未與襄同盟 而事逮其父 用同盟之禮 蓋繼好之義也 嫌於赴非所盟之君 故傳曰 始赴以名 同盟故也」とあるのを参照。

⑩ 辛亥宿男卒

傳はない。元年に、宋と魯の大夫が宿で盟い、宿は盟に参加した（つまり、魯と宿とは同盟した）。「以下は、同盟したことはしたが、大夫どうしであった、ことについての説明」晋の荀偃が黄河（の神）に禱った際、齊と晋の君の名「環」と「彪」を稱し、その後で自分の名「偃」を稱していることから、（君のかわりに）大夫が出て盟う場合でも、まず自分の君の名を稱して神明に啓上するはずであり、したがって、（君が）薨ずれば、いづれもみな、君自身が盟った場合の例に従って、名をもって赴告するはずである、ということがわかる。「以上のことからすれば、經に宿男の名が書かれていてもよいはずなのに、實際には、ただ「宿男卒」とあって、名が書かれていない。以下はその説明」傳例に「名をもつて赴告してくれば、（同盟していなくとも）やはり名を書き、そうしてこなければ、（同盟していても）書かない。不確かになるのを避けるためである」「僖公二十三年傳文」とある。（つまり）今ここで、宿は、名をもって赴告してこなかったから、（同盟

していたけれども）やはり名を書かなかつたのである。諸諸の例「凡例と新例」が、あるいは、（その例に關わる）はじめての事件のところで發せられたり、あるいは、後のところで發せられたりしているのは、（前者が、本來ありうべきかたちと考えられるから、以下は、主として後者の説明）普通とは異なるのではないかと疑われやすいところに（實は同じであることを明らかにするために、丘明が意圖的に）困つたからであり「これは、新例について言つたもの」、あるいはまた、丘明が（傳を作る材料として）手に入れた記注自體が、例の説明を必ずしもはじめての事件のところにつけてはいなかつた（のを、丘明がそのまま使つた）からである（これは、凡例について言つたもの）。

附注の「元年宋魯大夫云云」については、元年に「九月及宋人盟于宿」とあり、注に「客主無名 皆微者也（中略）凡盟以國地者 國主亦與盟」とあるのを參照。なお、「國主」について、當該箇所では、國君と譯しておいたが、ここの注の文脈では、参加したのは宿の大夫とされているようである。「國主」

という言葉自體が、君に限定されず、その國の人間というほどの意味なのか（ちなみに、疏では「地主」といいかえている）、あるいは、元年の「國主」はあくまで國君の意であつて、ここで、杜預が義例を大夫にまで擴大しているのか、はつきりしない。

注の「晉荀偃禱河云云」については、襄公十八年の傳文に「晉侯伐齊 將濟河 獻子以朱絲係玉二穀 而禱曰 齊環怙恃其險 負其衆庶 棄好背盟 陵虐神主 曾臣彪將率諸侯以討焉 其官臣偃實先後之 苟捷有功 無作神羞 官臣偃無敢復濟 唯爾有神裁之 沈玉而濟」とあるのを参照。

注の「因宜有所異同」は、意味がよくわからない。ここでは、一應、疏に「宣四年鄭公子歸生弑君 嫌歸生無罪 及宣五年高固來逆叔姬 嫌見偁成昏 故傳因以明之 是也」とあるのに従つておく。ただし、この疏のうち、後半については、宣公五年の傳文に「秋九月齊高固來逆女 自爲也 故書曰逆叔姬 卿自逆也」とあり、注に「適諸侯稱女 適大夫稱字 所以別尊卑也 此春秋新例 故稱書曰而不言凡也不於莊二十七年發例者 嫌見遍而成昏 因明之」と

あつて、問題はないが、前半については、宣公四年の傳文に「凡弑君 稱君 君無道也 稱臣 臣之罪也」とあるだけで、注に、「嫌歸生無罪」に相當するような言葉は見えない。實は、宣公四年に限らず、所謂凡例が登場する箇所の注を廣く調べてみても、「嫌く」といったような、類似の言葉は見當たらなないのである（ただ一つだけ、莊公十一年に「夏五月戊寅公敗宋師于鄆」とあり、傳に「凡師 敵未陳曰敗某師」とあり、これに對して、昭公五年に「戊辰叔弓帥師敗莒師于蚡泉」とあり、傳に「莒未陳也」とあり、注に「嫌君臣異 故重發例」とある。しかしながら、「發例」とは言つても、傳に「凡く」とはないし、また、そもそも、この注で言っているのは、重複の問題であつて、前後の問題ではない。とすれば、疏の前半は不適當と言わざるを得ない。つまり、ここは、疏のいうように、凡例と新例との兩方について述べている、のではなくて、新例について述べている、と理解しなければならぬであろう。

注の「亦或丘明所得記注云云」について。ここは、

上とは逆に、凡例について述べている、と理解しなければならぬであろう。なぜなら、序に「赴告策書 諸所記注 多違舊章」とあり、また「諸稱書不書先書故書不言不稱書曰之類 皆所以起新舊發大義 謂之變例 然亦有史所不書 卽以爲義者 此蓋春秋新意 故傳不言凡 曲而暢之也」とあることなどから推して、孔子の新例が「記注」に書かれていたなどと、杜預が考えているはずはない、からである〔ちなみに、疏に「周公舊凡 於記注之文 散在諸事」とある。なお、「記注」については、七年の傳文「謂之禮經」のところの附を参照〕。

ところで、新例の方は、丘明がいったいどこから取ったと、杜預は考えているのであろうか。あまり、はつきりはしないが、上にあげた序のうちの後者の疏に引く『釋例』終篇に「丘明之爲傳 所以釋仲尼春秋 仲尼春秋 皆因舊史之策書 義之所在 則時加増損 或仍舊史之無 亦或改舊史之有 雖因舊文 固是仲尼之書也 丘明所發 固是仲尼之意也 雖是舊文不書 而事合仲尼之意 仲尼因而用之 卽是仲尼新意」とあることなどから推して、杜預の所謂

新例は、凡例とは異なり、實は、どこそこから取った〔出所がある〕というような性格のものではなさそうである。それならば、丘明が孔子から教わったものかという、序には「左丘明受經於仲尼 以爲經者不刊之書也」としかないから、そうでもなさそうである。とすれば、丘明が自分で解讀したものの〔もちろん、それが孔子の眞意に合致していることは、はじめから決まっているわけだが〕としか、言いようがないであろう〔さらに總合的見地からの探求が必要な問題かも知れぬが、今ここでは、とりあえず、このように理解しておく〕。

○秋七月庚午宋公齊侯衛侯盟于瓦屋

④齊侯が宋を尊んで會の主にしたから、「宋公」が「齊（侯）」の上におかれているのである。「瓦屋」は、周地である。

○八月葬蔡宣公

④傳はない。三箇月で葬ったのは、早すぎる。○傳元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。

經九月辛卯公及莒人盟于浮來

⑨「莒人」は、(卿ではなくて)微者であるため、公侯に匹敵する心配はないから、(諱まらずに)じかに「公」を稱しているのである。例は、僖公二十九年にある。「浮來」は、紀の邑である。東莞縣の北部に邳郷があり、邳郷の西に公來山があり、邳來間と呼ばれている。

附僖公二十九年に「夏六月會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉」とあり、傳に「卿不書 罪之也 在禮 卿不會公侯 會伯子男 可也」とある(なお、經の注に「不言公會 又皆稱人」とある)。

經

⑩傳はない。災害をもたらした(から書いた)のである。

附莊公二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不書」とあるのを参照。

經冬十有二月無駭卒

⑪「公が小斂に臨席しなかったから、日を書いていないのである」「元年傳文」。死後に族を賜ったから、氏を書いていないのである。

附傳に「無駭卒 羽父請諡與族(中略)公命以字爲展氏」とある。

經八年春齊侯將平宋衛

⑫宋・衛を鄭と和平させようとしたのである。

附下の傳文に「齊人卒平宋衛于鄭」とある。

經有會期 宋公以幣請於衛 請先相見

⑬宋は齊の命を尊重したのである。

經衛侯許之 故遇于犬丘

⑭「犬丘」とは、(經にいう)「垂」である。(一つの)地に二つの名があつたのである。

附疏に引く『釋例』に「若一地二名 當時並存 則直

兩文互見 黑壤犬丘時來之屬 是也 猶卿大夫名氏

互見 非例也」とあるのを参照。なお、序に「或錯

經以合異」とあるのも参照。

經鄭伯請釋泰山之祀而祀周公 以泰山之祊易許田 三

月鄭伯使宛來歸祊 不祀泰山也

② (昔) 成王は、王城〔洛邑〕を作り、そこに都を遷したいと思つていたので、周公に許の田を賜わり、魯國の朝宿の邑としたのであり、以後(魯は)代々、そこに周公の別廟を立てていた。(一方)鄭の桓公は、周の宣王の同母弟であり、鄭に封ぜられて、泰山を助祭するための湯沐の邑を祊にもつた。(ところが、今ここで)鄭は、天子がもはや巡狩できない(と考えた)から、祊を許の田と交換し、それぞれ本國に近いという便宜に従う〔實は、許の田は鄭に近く、祊は魯に近かつた〕ようにしようとした。(ただし)魯が(許の田には)周公の別廟があるという理由で(交換を)ためらう恐れがあつたから、「泰山の祀りをやめるからには、(かわりに)魯のために周公を祀りたい」と、體裁のよい言葉を使って(交換を)求めたのである。「許田」とは、許に近い田である。

附注の「成王營王城云云」については、『史記』周本紀に「成王在豐 使召公復營洛邑 如武王之意 周公復卜申視 卒營築 居九鼎焉 曰 此天下之中

四方入貢道里均 作召誥洛誥」とあるのを参照。また、桓公元年の公羊傳文に「許田者何 魯朝宿之邑也」とあるのを参照。なお、注の「後世」は、「後の世」の意かもしれない。また、「困」は、「そのことにちなんで」の意かもしれない。

注の「鄭桓公云云」については、『史記』十二諸侯年表に「鄭桓公友元年 始封 周宣王母弟」とあるのを参照(なお、鄭世家の方には「鄭桓公友者 周厲王少子而宣王庶弟也 宣王立二十二年 友初封于鄭」とある)。また、公羊傳文に「邴者何 鄭湯沐之邑也」とあるのを参照(なお、「邴」は「祊」の異文である)。

注の最後の「許田 近許之田」については、桓公元年の公羊傳文に「此魯朝宿之邑也 則曷爲謂之許田 諱取周田也 諱取周田 則曷爲謂之許田 繫之許也 曷爲繫之許 近許也」とあるのを参照。

なお、疏に「異義左氏說 諸侯有大功德 乃有朝宿湯沐之邑 公羊說以爲 諸侯皆有朝宿湯沐之邑 許慎以公羊爲非」とある。

圍夏虢公忌父始作卿士于周

④周人はここにおいてようやく虢公に政權を與えたのである。

附三年の傳文に「鄭武公莊公爲平王卿士 王貳于虢 (中略) 王崩 周人將昇虢公政」とあるのを参照。

圍四月甲辰鄭公子忽如陳逆婦媯 辛亥以媯氏歸 甲寅

入于鄭 陳鍼子送女 先配而後祖 鍼子曰 是不爲夫婦 誣其祖矣 非禮也 何以能育

⑤「鍼子」は、陳の大夫である。禮では、婦を迎えにゆく場合、必ず先に祖廟に告げ、その後で出發する。だから、楚の公子圍は「莊王・共王の廟に告げてきた」と稱しているのである。(ところが、今ここで鄭の忽は、先に婦を迎えにゆき、(もどってきた)後で廟に告げたから、「先に配して、後で祖した」と言っているのである。

附注の「故楚公子圍云云」については、昭公元年の傳文に「令尹命大宰伯州犂對曰 君辱貳寡大夫圍 謂圍將使豐氏撫有而室 圍布几筵 告於莊共之廟而來」とあるのを参照。

なお、異説として、本疏に「賈逵以配爲成夫婦也

禮 齊而未配 三月廟見 然後配」とある。また、

『禮記』曾子問「三月而廟見」の疏に「若賈服之義

大夫以上 無問舅姑在否 皆三月見祖廟之後 乃始成昏 故譏鄭公子忽先爲配匹乃見祖廟」とある。

圍齊人卒平宋衛于鄭 秋會于温 盟于瓦屋 以釋東門

之役 禮也

⑥温で會したことを(經に)書いていないのは、赴告してこなかったからである。國をしずめ民を安んじたから、「禮にかなっている」と言っているのである。(東門の役に象徴される)宋・衛二國の、鄭への怒りによる(報復の)謀議をすてさせたのである。鄭は、盟に参加しなかったから、(經に)書かれていないのである。

附四年の傳文に「宋殤公之即位也 公子馮出奔鄭 鄭

人欲納之 及衛州吁立 將脩先君之怨於鄭 而求寵

於諸侯以和其民 使告於宋曰 君若伐鄭以除君害

君爲主 敝邑以賦與陳蔡從 則衛國之願也 宋人許

之 於是陳蔡方睦於衛 故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭

圍其東門。五日而還」とあるのを参照。また、下の傳文に「君釋三國之圍以鳩其民」とあるのを参照。

團八月丙戌鄭伯以齊人朝王 禮也

② 鄭伯は、虢公が政權を得たからといって、王にそむきはしなかった」ということであるから、禮にかなっているとしていのである。齊が「人」を稱しているのは、略して、國辭に従ったのである。上に「七月庚午」があり、下に「九月辛卯」がある。とすれば、八月に「丙戌」はあり得ない。

附注の前半については、三年の傳文に「鄭武公莊公爲平王卿士 王貳于虢 鄭伯怨王 王曰無之（中略）王崩 周人將畀虢公政（中略）周鄭交惡」とあるのを参照。また、上の傳文に「夏虢公忌父始作卿士于周」とあり、注に「周人於此遂畀之政」とあるのを参照。

注の「國辭」は、意味がよくわからない。當該國（ここでは鄭）での言い方ということか「？」。注の後半については、經に「秋七月庚午宋公齊侯衛侯盟于瓦屋」とあり、また、「九月辛卯公及莒人盟

于浮來」とある。なお、疏に「長麻推七月丁卯朔（中略）九月丙寅朔（中略）八月小丁酉朔」とあるのを参照。

團公及莒人盟于浮來 以成紀好也

② 二年に紀と莒とが密で盟ったのは、魯（と莒との和解）のためであった。今ここで、公はそれを温め直したから、「それによつて、紀の好意を實現させた（無にしなかった）」と言っているのである。

附二年の傳文に「冬紀子帛莒子盟于密 魯故也」とある。

團冬齊侯使來告成三國

② 齊侯は冬に赴告してきたが、（赴告の言辭としては）「秋に三國（宋・衛・鄭）を和平させた」と稱したのである。

附經には「秋七月庚午宋公齊侯衛侯盟于瓦屋」とある。團公使衆仲對曰 君釋三國之圍以鳩其民 君之惠也

② 寡君聞命矣 敢不承受君之明德
② 「鳩」は、集である。

附『爾雅』釋詁に「鳩 聚也」とあるのを参照。なお、定公四年の注には「鳩 安集也」とある。

團無駭卒 羽父請諡與族 公問族於衆仲 衆仲對曰

天子建德

④有德者を立てて諸侯とするのである。

團因生以賜姓

⑤その祖が生まれた土地に因んで、姓を賜わるのである。(たとえば)舜が媯汭で生まれたから、陳が媯姓である、ような類をいう。

附昭公八年の傳文に「舜重之以明德 眞德於遂 遂世守之 及胡公不淫 故周賜之姓 使祀虞帝」とあり、注に「胡公滿 遂之後也 事周武王 賜姓曰媯」とあるのを参照。また、『史記』陳世家に「陳胡公滿者 虞帝舜之後也 昔舜爲庶人時 堯妻之二女 居于媯汭 其後因爲氏姓 姓媯氏」とあるのを参照。なお、『史記』では、舜は媯汭に住んだというだけだが、杜預は、媯汭で生まれた、としているようである(「ちなみに、『禮記』大傳の疏には「杜預云 若舜生媯汭 賜姓曰媯」とある)。あるいは、出身

というほどの意味で言っているのだろうか(？)。

なお、異説として、『論衡』詰術篇に「古者因生以賜姓 因其所生賜之姓也 若夏吞薏苡而生 則姓苡氏 商吞燕子而生 則姓爲子氏 周履大人跡 則姬氏」とある。

團胙之土而命之氏

⑥有徳の報酬として封土を賜わり、(その封土によって)氏をなづけて、(たとえば)「陳」と言うのである。

團上にあげた昭公八年の注のつづきに「封諸陳 紹舜後」とあるのを参照。また、上にあげた『史記』陳世家のつづきに「至于周武王克殷紂 乃復求舜後 得媯滿 封之於陳 以奉帝舜祀 是爲胡公」とあるのを参照。なお、上にあげた『禮記』大傳の疏のつづきに「封舜之後於陳 以所封之土命爲氏 舜後姓媯 而氏曰陳」とある。

なお、注の「報」については、襄公十四年の注に「胙報也」とあるのを参照。

團諸侯以字

⑦諸侯は位がひくいため、(天子のように)姓を賜わ

ることが出来ないから、その臣は、王父の字「あぎな」を氏「族」とするのである。

團爲諡 因以爲族

④あるいは、先人の諡をそのまま稱して、族「氏」とするのである。

附この傳文については、「諸侯以字爲諡」と句讀する、異説がある。『禮記』檀弓上「魯哀公諡孔丘曰

天不遺耆老 莫相予位焉 嗚呼哀哉尼父」の鄭注に「諱其行以爲諡也（中略）尼父 因且字以爲之諡」

とあり、また、『儀禮』少牢饋食禮の鄭注に「大夫或因字爲諡 春秋傳曰 魯無駭卒 請諡與族 公命

之以字爲展氏 是也」とあるのが、それである。つまり、杜預の句讀によれば、この傳文は「字あるいは諡を族「氏」とする」ということだが、鄭玄の句

讀によれば、「字を諡とし、その諡を族とする」ということで、二段階をふむことになる（ただし、結果的には、兩者ともに「字を族とする」ということ

で、同じになる。だから、疏に「服虔云 公之母弟 則以長幼爲氏 貴適統 伯仲叔季是也 庶公子

則以配字爲氏 尊公族 展氏臧氏是也」とあるが、

服虔が果してどちらに句讀していたかは、實は、はつきりしない。なお、『史記』五帝本紀の〈集解〉に引く鄭玄『駁許慎五經異義』に「族者 氏之別名也」とあるのを参照。

なお、注の「使」は、校勘記に従って、「便」に改める。

團官有世功 則有官族 邑亦如之

④その舊官「先祖が代々つとめていた官」や舊邑「先祖が代々はんでいた邑」の名稱を取って、族「氏」とする、ことをいう。いづれもみな、その時の君から受けるのである。

附杜注との異同は、はつきりしないが、疏に「服虔止謂異姓 又引宋司城韓魏爲證」とある。

團公命以字爲展氏

④諸侯の子は「公子」と稱し、公子の子は「公孫」と稱し、公孫の子は王父の字を氏とする。無駭は、公子展の孫であるから、「展氏」としたのである。

附成公十五年の公羊傳文に「孫以王父字爲氏也」とあるのを参照。また、『白虎通』姓名に「諸侯之子稱

公子 公子之子稱公孫 公孫之子各以其王父字爲氏」

とあるのを参照。

〔隱公九年〕

〔經〕九年春天王使南季來聘

〔注〕傳はない。「南季」は、天子の大夫である。「南」は氏で、「季」は字である。

〔附〕經文の「天子」の「子」は、按勘記に従って、「王」に改める。

〔經〕三月癸酉大雨震電 庚辰大雨雪

〔注〕（周正の）「三月」は、今〔夏正〕の正月である。

〔經〕挾卒

〔注〕傳はない。「挾」は、魯の大夫である。族を賜わっていない（から、氏を書いていない）のである。

〔經〕夏城郎

〔經〕秋七月

〔經〕冬公會齊侯于防

〔注〕「防」は、魯地であり、琅邪の華縣の東南部にあった。

〔附〕諸本に従って、注の「邪」の下に「華」を補う。

〔經〕九年春王三月癸酉大雨霖以震 書始也

〔注〕「癸酉」と書いているのは、降り始めた日である。〔附〕注の「始始」は、按勘記に従って、一方を衍文とみなす。

〔經〕庚辰大雨雪 亦如之 書 時失也

〔注〕夏正の正月は、微陽が始めて出現するときであつて、まだ震・電が発生するはずはなく、（また）震・電が発生した以上、（もはや）大雪が降るはずはない。だから、いづれもみな、「時節はずれ」としているのである。

〔附〕『漢書』五行志中之上に「劉向以爲周三月 今正月

也 當雨水雪雜雨 雷電未可以發也 既已發也 則雪不當復降 皆失節 故謂之異」とあるのを参照。

また、公羊の何注に「震雷電者 陽氣也 有聲名曰雷 無聲名曰電 周之三月 夏之正月 雨當水雪雜

下 雷・當・聞・於・地・中 其・雉・雉 電・未・可・見 而大雨震電
此陽氣大失其節」とあるのを参照。

團凡雨 自三日以往爲霖

②ここは（「凡」とあるから）經が「霖」と書いてい
ることを解説しているのである。それなのに、（今
の）經に「霖」の字がないのは、經の誤りである。

團平地尺爲大雪

團夏城郎 書 不時也

團宋公不王

②王への職貢を怠ったのである。

團鄭伯爲王左卿士 以王命討之 伐宋 宋以入郛之役

怨公 不告命

②「郛に入った」事件は、五年にある。公は、七年に
郟を伐つて、宋を悦ばせようとしたのだが、宋はそ
れでも和解しなかったのである。

附五年に「郟人鄭人伐宋」とあり、傳に「伐宋入其郛」

とある。また、七年に「秋公伐郟」とあり、傳に「爲
宋討也」とある。

團公怒 絶宋使 秋鄭人以王命來告伐宋

②使者を派遣して、王の命をつたえたのである。（一
度）宋を伐つたが、不満足だったので、さらにまた
告げて来たのである。

附注の「往」は、按勘記に従つて、「更」に改める。
團冬公會齊侯于防 謀伐宋也

團北戎侵鄭 鄭伯禦之 患戎師曰 彼徒我車 懼其侵

軼我也

②「徒」は、歩兵である。「軼」は、突（つく）であ
る。

團公子突曰 使勇而無剛者 嘗寇而速去之

②「公子突」とは、（後の）鄭の厲公のことである。

「嘗」は、試（こころみる）である。威勢がよけれ
ば、おそれずに進み、根性がなければ、退くことを
恥としない。

團君爲三覆以待之

②「覆」は、伏兵である。

團戎輕而不整 貪而無親 勝不相讓 敗不相救 先者
見獲 必務進 進而遇覆 必速奔 後者不救 則無

繼矣 乃可以逞

⑩「逞」は、解「とく」である。

附成公元年の傳文に「知難而有備 乃可以逞」とあり、

注に「逞 解也」とあるのを参照。なお、『方言』

卷十二にも「逞 解也」とある。

なお、杜注との異同は、はっきりしないが、疏に「服

虔云 先者見獲 言必不往相救 各自務進 言其貪

利也」とある。

團從之 戎人之前遇覆者奔 祝聃逐之

⑪「祝聃」は、鄭の大夫である。

團衷戎師 前後擊之 盡殪

⑫（前・後と中間に）三つの伏兵をおき、祝聃が、威

勢だけよくて根性のない者をひきいて、まず戎をう

つて速やかに逃げ、（前と中間の）二つの伏兵のと

ころを通過して、後の伏兵のところまで到達した時

に、（三つの）伏兵が（一度にどつと）興起した。

（そのため、後の伏兵のところまで深追いしてきた）

戎は、（おどろいて）逃げもどろうとし、今度は逆

に、祝聃が（後の伏兵とともに）これを追ったので

ある。（つまり）戎は、前・後と中間の三箇所に敵

襲を受けたから、「戎の師を衷にした（「つつみこんだ」と言っているのである。「殪」は、死である。

附注の「以過二伏兵至後伏兵起」は、このままでは讀

み難い。異論もあるうが、今ここでは、會箋本（金

澤文庫本によるという）に従って、「過」を「過」

に改め、また、下の「伏兵」と「起」との間に「伏

兵」を補って、つまり、「以過二伏兵 至後伏兵

伏兵起」として讀むことにする。ちなみに、疏に「前

後及中 三處受敵者 前謂第一伏 逆其前也 後謂

祝聃與後伏 逐其後也 中謂第二伏 擊其中也」と

ある。

注の「衷戎師」については、疏に「謂戎師在三伏之

中」とある。なお、襄公二十七年の傳文「楚人衷甲」

の注に「甲在衣中」とあるのを参照。

注の最後の「殪 死也」は、『爾雅』釋詁の文であ

る。

團戎師大奔

⑬後詰めも（戦闘を）引き繼がなかつたのである。

附上の傳文に「進而遇覆 必速奔 後者不救 則無繼

矣」とあるのを参照。

團十一月甲寅鄭人大敗戎師

④ここは、いづれもみな、《春秋》の時の事件であり、經には書かれていないが、所謂「(丘明は)必ず廣く記録して詳しく述べ、(《春秋》を)學ぶ者が、始めをたずねて終りをしめくり、枝葉をさぐって根本をきわめる、ようにさせようとした」「序」ということである。他はみな、これに倣う。

〔隱公十年〕

經十年春王二月公會齊侯鄭伯于中丘

⑤傳では「正月に會し、癸丑に盟つた」と言っている。『釋例』において經傳の日月を推算したところによると、癸丑は正月の二十六日であるから、經の「二月」は誤りであることがわかる。

經夏翬帥師會齊人鄭人伐宋

⑥公子翬は、公の命を待たずに、みだりに二國の君と會したのであり、勝手に進んだことをにくむから、氏「公子」をとり去っているのである。齊と鄭は、(會したところ)公がやって來なかつたので、

(君自身が參戰する豫定を)更めて、微者に、翬に従つて宋を伐たせたのである。「及」と言っていないのは、翬が勝手に行なつたことであつて、鄧での相談によるもの「相談の結果」ではない、ということとを明らかにしたのである。「及」の例は、宣公七年にある。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「王命伐宋 羽父不匡君以速進 而先會二國 自以爲名 故貶去其族 齊爲侯伯 鄭伯又爲王卿士 二君奉王命以討宋 惡羽父之專進 故使與微者同伐 動而無功 故無成敗也」とあるのを参照。なお、下の傳文に「夏五月羽父先會齊侯鄭伯伐宋」とあるから、會には齊と鄭の君自身が參加した、ということなのであろう。

注の後半については、宣公七年の傳文に「凡師出與謀曰及 不與謀曰會」とある。なお、下の傳文に「春王正月公會齊侯鄭伯于中丘 癸丑盟于鄧 爲師期」とあるのを参照。

經六月壬戌公敗宋師于菅

⑨齊と鄭が約束の期日に遅れたから、公が獨力で宋の師を取ったのである。「敗」と書いているのは、宋が陣を整えていなかったからである。「敗」の例は、莊公十一年にある。「菅」は、宋地である。附莊公十一年の傳文に「凡師 敵未陳曰敗某師」とある。

⑩辛未取郟 辛巳取防

鄭が遅れてやって来て、郟と防との二つの邑を獲得し、功を魯に歸した（その二つの邑を魯に贈った）から、「取」と書いて、（魯が）師徒（兵力）を用いなかったことを明らかにしたのである。濟陰の成武縣の東南部に郟城があり、高平の昌邑縣の西南部に西防城がある。

附下の傳文に「庚午鄭師入郟 辛未歸于我 庚辰鄭師入防 辛巳歸于我」とあるのを参照。また、昭公四年の傳文に「凡克邑 不用師徒曰取」とあるのを参照。

なお、注の「城武縣」の「城」は、校勘記に従って、「成」に改める。

⑪秋宋人衛人入鄭 宋人蔡人衛人伐戴 鄭伯伐取之
⑫三國が戴を伐ったが、鄭伯は彼らの不和に乗じて、伐つてこれを取った（戴にいた三國の軍を一網打盡にした）のである。「伐」と書いているのは、師徒（兵力）を用いたからであり、「取」と書いているのは、勝つのが容易だったからである。「戴」は、國である。今、陳留の外黃縣の東南部に、戴城がある。

附襄公十三年の傳文に「凡書取 言易也」とあり、注に「不用師徒 及用師徒而不勞」とあるのを参照。また、莊公十一年の傳文に「覆而敗之 曰取某師」とあり、注に「覆謂威力兼備 若羅網所掩覆 一軍皆見禽制 故以取爲文」とあるのを参照。

なお、公羊傳文にも「其言伐取之何 易也」とあるが、つづく傳文に「其易奈何 因其力也 因誰之力 因宋人蔡人衛人之力也」とあるように、公羊では、取った對象が載（「戴」の異文）である（左氏では、下の傳文に「八月壬戌鄭伯圍戴 癸亥克之取三師焉」とあるように、取った對象は、三國の軍である）。

經冬十月壬午齊人鄭人入郕

團十年春王正月公會齊侯鄭伯于中丘 癸丑盟于鄧 爲

師期

④九年に防で會して宋を伐つことを相談した、のを温め直したのである。公は、會した上に盟つたのに、盟つたことが（經に）書かれていないのは、（盟に）遅れたからではない。おそらく、公がもどつて、會したことは報告したが、盟つたことを報告しなかつた、からであろう。「鄧」は、魯地である。

附注の前半については、九年の傳文に「冬公會齊侯于防 謀伐宋也」とある。

注の後半については、疏に引く『釋例』に「盟于鄧 盟于犂 盟于戚 公既在會 而不書盟者 以理推之 會在盟前 知非後盟也 蓋公還 告會而不告盟」とあるのを参照。つまり、すでに會に出ているのだから、その後の盟に遅れるはずはない、ということである。

團夏五月羽父先會齊侯鄭伯伐宋

④「先會」と言っているのは、公が本來約束した期日ではないことを明らかにし、（經が）翬の族〔氏〕をとり去っているわけを解釋したのである。

團六月戊申公會齊侯鄭伯于老桃

④會したことが（經に）書かれていないのは、廟に報告しなかつたからである。「老桃」は、宋地である。六月ならば戊申（の日）はない。戊申ならば五月二十三日である。日の方〔戊申〕が誤っている。

附疏に「長歷推六月 丙辰朔」とあるのを参照。

團壬戌公敗宋師于菅 庚午鄭師入郕 辛未歸于我 庚

辰鄭師入防 辛巳歸于我

④「壬戌」は六月七日、「庚午」は十五日、「庚辰」は二十五日である。鄭伯が約束の期日に遅れ、公が獨力で宋の師を敗つた。それ故、鄭は獨力で兵を進めて、たて続けに郕と防に入り、入っただけで自分のものにはせず、魯にひき取らせたのである。（つまり）功績を（自分より）上爵（の國）に推しやり、（人に）譲つて自分をすて、軍實〔戰果、つまり二邑〕を自分のものにしなかつたから、經は、ただ「魯

が取った」と書いて、鄭の善志を成就させ、これをほめたのである。

附注の「入而不有」については、襄公十三年の傳文に「弗地曰入」とあり、注に「謂勝其國邑 不有其地」とあるのを参照。ただし、これらが經文についての解説であるのに對して、ここの注は傳文についての解説である。

團君子謂 鄭莊公於是乎可謂正矣 以王命討不庭

④下が上に事える場合、いづれもみな、庭中で禮を成すのである（「つまり、「不庭」とは、上に事えぬものをいう」。

附九年の傳文に「宋公不王」とあり、注に「不共王職」とあるのを参照。

團不食其土 以勞王爵 正之體也

④「勞」とは、勤勞の數々をならべあげて、それに報いるのである（「つまり、勞をねぎらうということ」）。諸侯が諸侯に朝するときは、饗餼（食物）を用意して（郊で）迎える。これを「郊勞」という。魯侯は爵が尊く、鄭伯は爵が卑いから、「それによつて王爵（王から尊い爵をうけているもの、つまり魯）を

ねぎらつた」と言っているのである。

附注の「饗餼」については、桓公十四年の傳文「曹人致餼」の注に「熟曰饗 生曰餼」とあるのを参照。

注の「郊勞」については、傳公三十三年の傳文に「自郊勞至于贈賄 禮成而加之以敏」とあり、注に「迎來曰郊勞」とあるのを参照。

注の「王爵」については、桓公十年の傳文に「先書齊衛 王爵也」とあり、注に「以王爵次之也」とあるのを参照。

團蔡人衛人邠人不會王命

④宋を伐たなかつたのである。

團秋七月庚寅鄭師入郊 猶在郊

④鄭の師は、ひきあげて、兵を遠郊に駐留させたのである。

團宋人衛人入鄭

④宋と衛の奇兵（奇襲部隊）が、虚に乗じて鄭に入ったのである。

團蔡人從之伐戴

④宋と衛に從つて戴を伐つたのである。

圍八月壬戌鄭伯圍戴 癸亥克之取三師焉

③三國（宋・衛・蔡）の軍が戴にいたから、鄭伯は、ひとまとめに圍んだのである。「師」は、軍旅の通稱である。

圍宋衛既入鄭 而以伐戴召蔡人

④戴を伐つ段になつてはじめて、よびよせたのである。

圍蔡人怒 故不和而敗

⑤鄭が容易に取つたわけを言っているのである。

圍九月戊寅鄭伯入宋

⑥鄭に入ったことに報復したのである。九月ならば戊寅（の日）はない。戊寅ならば八月二十四日である。

附疏に「長曆推壬午十月二十九日」とあるのを参照。

なお、疏に「上有八月 下有冬 則誤在日也」とある。

圍冬齊人鄭人入郟 討違王命也

〔隱公十一年〕

經十有一年春滕侯薛侯來朝

⑦諸侯が諸侯に朝する例は、文公十五年にある。

附文公十五年の傳文に「諸侯五年再相朝 以脩王命古之制也」とある。

經夏公會鄭伯于時來

⑧「時來」は、（傳の）郟である。熒陽縣の東部に釐

城がある。鄭地であった。

附注の「熒陽縣」の「熒」は、校勘記に従つて、「熒」に改める。

經秋七月壬午公及齊侯鄭伯入許

⑨いっしょに相談した場合は「及」という（宣公七年傳文）。（許の莊公は出奔したが）なお許叔を許に居させたから、「滅」とは言っていないのである。

「許」は、潁川の許昌縣である。

附下の傳文に「鄭伯使許大夫百里奉許叔以居許東偏」とあるのを参照。

經冬十有一月壬辰公薨

⑩實は弑されたのに、「薨」と書き、また、地をいっ

ていないのは、史官の典策が諱んだものである。

附下の傳文に「壬辰羽父使賊弑公子寤氏」とあるのを
参照。

團十一年春滕侯薛侯來朝 爭長

②「薛」は、魯國の薛縣である。

附『儀禮』覲禮「諸侯前朝」の疏に「服注云 爭長
先登授玉」とある。

團薛侯曰 我 先封

③薛の祖の奚仲は、夏が封じたものであり、周以前の
ことである。

附定公元年の傳文に「薛之皇祖奚仲居薛 以爲夏車正」
とあるのを参照。

團滕侯曰 我 周之卜正也

④「卜正」は、卜官の長である。

團薛 庶姓也 我不可以後之

⑤「庶姓」とは、周の同姓ではないということである。
附『周禮』司儀に「土揖庶姓 時揖異姓 天揖同姓」

とあり、鄭注に「庶姓 無親者也（中略）異姓 昏
姻也」とあるのを参照。

團公使羽父請於薛侯曰 君與滕君辱在寡人 周諺有之

曰 山有木 工則度之 寶有禮 主則擇之

⑥適切なものを選んで行なうのである。

團周之宗盟 異姓爲後

⑦盟の載書では、いづれもみな、同姓を先にする。例
は、定公四年にある。

附注の「盟載書」については、襄公九年の傳文に「晉
士莊子爲載書」とあり、注に「載書 盟書」とある
のを参照。

注の「例在定四年」については、定公四年の傳文に
「晉文公爲踐土之盟 衛成公不在 夷叔 其母弟也
猶先蔡 其載書云 王若曰 晉重魯申衛武蔡甲午
鄭捷齊潘宋王臣莒期 藏在周府 可覆視也」とある。
なお、その疏に引く『釋例』に「周之宗盟 異姓
爲後 故踐土之盟載書 齊宋雖大降於鄭衛 匡周而
言 指謂王官之宰臨盟者也 其餘雜盟 未必皆然」
とあるのを参照。

なお、傳文の「宗盟」については、疏に「賈逵以宗
爲尊 服虔以宗盟爲同宗之盟」とあるが、注に言及
がないから、杜預の説はわからない（『釋例』の「指

謂王官之宰臨盟者也」は、「周」とあることの説明にしかならないであろう」。

團寡人若朝于薛 不敢與諸任齒

⑨ 薛は「任」姓である。「齒」は、列〔ならぶ〕である。

團君若辱貶寡人 則願以滕君爲請 薛侯許之 乃長滕侯

團夏公會鄭伯于邾 謀伐許也 鄭伯將伐許 五月甲辰 授兵於大宮

⑩ 「大宮」は、鄭の祖廟である。

附宣公十二年の傳文「臨于大宮」の注に、同文がみえる。

團公孫闕與穎考叔爭車

⑪ 「公孫闕」は、鄭の大夫である。

團穎考叔挾輶以走

⑫ 「輶」は、車の輶〔ながえ〕である。

附疏に「服虔云 考叔挾車輶 筆馬而走」とあるのを参照。

團子都拔棘以逐之

⑬ 「子都」とは、公孫闕のことである。「棘」は、戟〔ほこ〕である。

團及大達 弗及 子都怒

⑭ 「達」は、道に九車がならべられるもの〔つまり、大通り〕である。

附桓公十四年の傳文「焚渠門 入及大達」の注に「達

道方九軌」とあり、宣公十二年の傳文「入自皇門 至于達路」の注に「塗方九軌曰達」とあるのを參

照。また、『周禮』匠人に「經塗九軌」とあり、鄭注に「經緯之塗 皆容方九軌 軌謂轍廣」とあるのを參照。

團秋七月公會齊侯鄭伯伐許 庚辰傳于許

⑮ 許の城壁の下に達したのである。

附襄公六年の傳文に「傳於堞」とあり、注に「堞 女墻也〔中略〕及女墻」とあるのを參照。また、襄公二十五年の傳文に「傳諸其軍」とあり、注に「至其

本軍」とあるのを參照。

團穎考叔取鄭伯之旗蝥弧以先登

⑯ 「蝥弧」は、旗の名である。

附昭公十年の傳文に「公卜使王黑以靈姑鉞率」とあり、

注に「靈姑鉞 公旗名」とあるのを参照。

圍子都自下射之 顛

⑩ まつさかさまに墜ちて、死んだのである。

附下の傳文に「詛射穎考叔者」とあるから、死んだことがわかる。

圍瑕叔盈又以螫弧登

⑪ 「瑕叔盈」は、鄭の大夫である。

圍周麾而呼曰 君登矣

⑫ 「周」は偏〔あまねく〕である。「麾」は招〔さし

まねく〕である。

圍鄭師畢登 壬午遂入許 許莊公奔衛

⑬ 奔つたことが（經に）書かれていないのは、兵が混

亂しているなかを逃走したため、所在がわからな

ったからである。

圍齊侯以許讓公 公曰 君謂許不共

⑭ 職貢を怠つたということである。

圍故從君討之 許既伏其罪矣 雖君有命 寡人弗敢與

聞 乃與鄭人 鄭伯使許大夫百里奉許叔以居許東偏

⑮ 「許叔」は、許の莊公の弟である。「東偏」は、東

鄙である。

圍曰 天禍許國 鬼神實不遲于許君 而假手于我寡人

⑯ 私のような徳の少ない者の手を借りて許を討つた、

ということである。

圍寡人唯是一二父兄不能共億

⑰ 「父兄」とは、同姓の羣臣である。「供〔共〕」は

給であり、「億」は安である。

圍其敢以許自爲功乎 寡人有弟 不能和協 而使餽其

⑱ 「弟」とは、共叔段のことである。「餽」は、饗〔か

ゆ（をたべる）〕である。段の出奔のことは、元年

にある。

附昭公七年の傳文に「餽於是 饗於是 以餽余口」と

あり、注に「餽 餽屬」とあるのを参照。

圍其況能久有許乎 吾子其奉許叔以撫柔此民也 吾將

使獲也佐吾子

⑲ 「獲」とは、鄭の大夫の公孫獲である。

圍若寡人得沒于地

⑳ 壽命を無事に終えるということである。

圍天其以禮悔禍于許

②天が、許を禮遇して、許に禍を下したことを後悔する、ということである。

團無寧茲許公復奉其社稷

③「無寧」は、寧である。「茲」は、此である。

附注の「無寧 寧也」については、襄公二十四年の傳文「毋寧使人謂子 子實生我」の注に「無寧 寧也」とあり、昭公六年の傳文「無寧以善人爲則」の注に「無寧 寧也」とあり、同二十二年の傳文「無寧以爲宗羞」の注に「無寧 寧也 言華氏爲宋宗廟之羞恥」とあるのを参照。ただし、襄公三十一年の傳文「賓至如歸 無寧蓄患」の注に「言見遇如此 寧當復有蓄患邪 無寧 寧也」とあるのは、ここ及び上にあげた三つの例とは異なり、「寧」を反語として讀んでいる〔反語として讀まなければならぬのは、「無寧」を「寧」におきかえたからなのであって、

實は、襄公三十一年の傳文は、「無寧」をそのまま「無寧」としておけば、意味が通ずる。つまり、杜預は、「無寧 寧也」にこだわって、非常にまわりくどいことをしている、ということになる〕。なお、ここ及び三つの例における杜預の「寧」が〔むしろ

と讀むのだろうか〕、果してどういう意味なのかは、嚴密に言うと、よくわからない。わからないと言えば、實は、「無寧 寧也」という注そのものも、そうである。「無」が發語の助辭ということなのだろうか。あるいは、「無寧」が反語ということなのだろうか〔?〕。

注の「茲 此也」については、昭公元年の傳文「茲心不爽」の注に「茲 此也」とあるのを参照。なお、『爾雅』釋詁にも「茲 此也」とある。

團唯我鄭國之有請謁焉 如舊昏媾

④「謁」は、告である。婦の父を「昏」という。重縁を「媾」という。

附『爾雅』釋詁に「謁 告也」とあり、同釋親に「婦之黨爲媾」とあるのを参照。また、『國語』晉語四の章注に「重婚曰媾」とあるのを参照。なお、昭公二十五年の傳文「爲父子兄弟姊妹甥舅昏媾姻亞 以象天明」の注にも「妻父曰昏 重昏曰媾」とある。

團其能降以相從也

⑤「降」とは、心を降す〔へりくだる〕ということである。

圍無滋他族實僞處此 以與我鄭國爭此土也 吾子孫其覆亡之不暇 而況能禮祀許乎

③ 潔齋して（酒食を神に）すすめることを「禋」という。「祀」とは、許の山川の祀（まつり）をいう。

附桓公六年の傳文「親其九族以致其禋祀」の注に「禋 絜敬也」とあるのを参照。また、『國語』周語上に「精意以享 禋也」とあり、韋注に「享 獻也」とあるのを参照。

圍寡人之使吾子處此 不唯許國之爲 亦聊以固吾圍也

④ 「圍」は、邊垂（くにざかい）である。

附『爾雅』釋詁に「圍 垂也」とあるのを参照。

圍乃使公孫獲處許西偏 曰 凡而器用財賄 無實於許 我死 乃亟去之 吾先君新邑於此

⑤ 「此」とは、今の河南の新鄭である。舊鄭は京兆にあつた。

附『國語』鄭語の韋注に「後桓公之子武公 竟取十邑之地而居之 今河南新鄭是也」とあるのを参照。

圍王室而既卑矣 周之子孫曰失其序

⑥ 鄭もまた「周の子孫」である。

附八年の注に「鄭桓公 周宣王之母弟 封鄭」とある

のを参照。

圍夫許 大岳之胤也

⑦ 「大岳」は、神農の後裔、堯の四岳である。「胤」は、繼（あとつぎ）である。

附注の前半については、昭公十七年の傳文「炎帝氏以火紀 故爲火師而火名」の注に「炎帝 神農氏 姜姓之祖也」とあるのを参照。また、莊公二十二年の傳文「姜 大嶽之後也」の注に「姜姓之先爲堯四嶽」とあり、襄公十四年の傳文「謂我諸戎是四嶽之裔也」の注に「四嶽 堯時方伯 姜姓也」とあるのを参照。なお、上の經「秋七月壬午公及齊侯鄭伯入許」ところの疏に「譜云 許 姜姓 與齊同祖堯四嶽 伯夷之後也」とあるのも参照。

注の後半については、僖公二十四年の傳文「周公之胤也」の注に「胤 嗣也」とあるのを参照。

圍天而既厭周德矣 吾其能與許爭乎 君子謂 鄭莊公 於是乎有禮 禮 經國家定社稷序民人利後嗣者也 許無刑而伐之 服而舍之

⑧ 「刑」は、法である。

附僖公十九年の傳文「詩曰 刑于寡妻」の注に「刑

法也」とあるのを参照。なお、この注は、すぐ下の傳文の「刑」「文字どおりの意味」との混同をさけるために、わざわざつけたものであろう。

團度徳而處之 量力而行之 相時而動 無累後人

②(上の)「自分が死んだら、すぐにここを立ち去れ」というのが、(ここの)「後人に累を及ぼさない」ということである。

團可謂知禮矣

團鄭伯使卒出緦 行出犬雞 以詛射穎考叔者

③百人が「卒」であり、二十五人が「行」である。(つまり、「卒」と同じく)「行」もまた、兵卒の行列「あつまり」なのである。穎考叔を射殺した者にくんだから、「卒」及び「行」のうちで、いづれもみな、呪詛させたのである。

附『禮記』燕義「合其卒伍」の鄭注に「軍法 百人爲卒」とあるのを参照。

團君子謂 鄭莊公失政刑矣 政以治民 刑以正邪 既

無徳政 又無威刑 是以及邪

④大臣が仲よくせず、その上、邪人に刑を適用するこ

とが出来なかつた、ということである。

團邪而詛之 將何益矣

團王取鄆劉

⑤二邑は、河南の緱氏縣にあつた。(今)西南部に鄆聚があり、西北部に劉亭がある。

團蔦邗之田于鄭

⑥「蔦」・「邗」は、鄭の二邑である。

團而與鄭人蘇忿生之田

⑦「蘇忿生」は、周の武王の司寇、蘇公である。附成公十一年の傳文に「昔周克商 使諸侯撫封 蘇忿生以温爲司寇」とあり、同文の注がみえる。なお、『書』立政に「周公若曰 太史 司寇蘇公」とあるのを参照。

團温

⑧今の温縣である。

團原

⑨沁水縣の西部にあつた。

團絳

⑩野王縣の西南部にあつた。

團樊

①「陽樊」ともよばれていた。野王縣の西南部に陽城がある。

團隰

②懷縣の西南部にあった。

團欒茅

③脩武縣の北部にあった。

團向

④軹縣の西部に向上とよばれる土地がある。

團盟

⑤今の盟津である。

團州

⑥今の州縣である。

團涇

⑦闕（不明）である。

團墜

⑧脩武縣の北部にあった。

團懷

⑨今の懷縣である。（これら）全部で十二邑は、いづれもみな、蘇忿生の田であった。「欒茅」と「墜」

は、汲郡に屬し、その他はみな、河内に屬している。

團君子是以知桓王之失鄭也 怒而行之 德之則也 禮

之經也 己弗能有而以與人 人之不至 不亦宜乎

⑩蘇氏が王に叛き、（これらの）十二邑は、王が（自分で）持ちきれないものであった。桓公五年の「（秋 蔡人衛人陳人）從王伐鄭」のために本を張ったのである。

附莊公十九年の傳文に「故蔦國邊伯石速詹父子禽祝跪

作亂 因蘇氏」〔注「蘇氏 周大夫 桓王奪其十二

邑以與鄭 自此以來 遂不和」〕とあり、「秋五大

夫奉子頹以伐王 不克 出奔溫〔注「溫 蘇氏邑」

蘇子奉子頹以奔衛 衛師燕師伐周」〕とあり、「冬立

子頹」〕とあるのを参照。また、僖公十年の傳文に「春

狄滅溫 蘇子無信也 蘇子叛王即狄 又不能於狄

狄人伐之 王不救 故滅 蘇子奔衛」〔注「蘇子

周司寇蘇公之後也 國於溫 故曰溫子 叛王事在莊

十九年」〕とあるのを参照。

團鄭息有違言

⑪言葉が原因で、にくみ合ったのである。

附注の「違恨」は、連文とみなす。なお、下の注に「言語相恨」とあるのを参照。

團息侯伐鄭 鄭伯與戰于竟 息師大敗而還

②「息」國は、汝南の新息縣である。

團君子是以知息之將亡也 不度德

③鄭の莊公は賢である（のに）。

團不量力

④息國は弱小である（のに）。

團不親親

⑤鄭と息とは同姓の國である（のに）。

團不徵辭 不察有罪

⑥言葉が原因でのにくみ合い（を解決するに）は、その言葉を明らかにして曲直を調べるべきであって、かるがるしく戦闘してはならない（のに）。

附注の「明徵」は、連文とみなす。

團犯五不韙而以伐人 其喪師也 不亦宜乎

⑦「韙」は、是「ただしい」である。

團冬十月鄭伯以虢師伐宋 壬戌大敗宋師 以報其入鄭也

⑧鄭に入ったことは、十年にある。

⑨十年に「秋宋人衛人入鄭」とある。

團宋不告命 故不書 凡諸侯有命 告則書 不然則否

⑩「命」とは、國の大事や政令であり、それらについての赴告の言葉を承けてはじめて、史官が典策に書くのである。「大事や政令であっても、赴告を承けなければ、典策に書かない」。ちまたの風聞（小事）や君命によつ（て行なつ）たのではないもの、などは、簡牘に記すだけで、典策に記すことは出来ない。これは、周禮の舊制と考えられる。

附注の「（典）策」と「簡牘」については、元年の注に「傳之所據 非唯史策 兼采簡牘之記」とあるのを参照。また、序に「大事書之於策 小事簡牘而已」とあるのを参照。

注の「非將君命」については、元年の傳文に「夏四月費伯帥師城郎 不書 非公命也」とあり、注に「史之策書 皆君命也」とあるのを参照。なお、「將」は「以」に通ずる、と思われる。

注の「周禮之舊制」については、七年の傳文「謂之禮經」の注に「凡例乃周公所制禮經也」とあるのを

参照。また、序に「其發凡以言例 皆經國之常制 周公之垂法 史書之舊章」とあり、序疏に引く『釋例』終篇に「丘明之傳 有稱周禮以正常者 諸稱凡以發例者是也」とあるのを参照。

なお、この注は、告・不告の問題と、事の大・小の問題とが、錯綜して、わかりにくい。今ここでは、とりあえず、事の大・小の方を軸にして、つまり、注の前半の「大事 政令」を先にあげた序の「大事」「廣義の大事」にあて、注の後半の「所傳聞行言 非將君命」を序の「小事」「廣義の小事」にあてて、解讀しておく（だから、注の「所傳聞行言」を「赴告されなかつた大事」とは解さない。ちなみに、序疏に「明是小事傳聞記於簡牘也」とある）。そうすると、残る問題は、注の「大事」と「政令」とが、また、「所傳聞行言」と「非將君命」とが、單なる言いかえなのか、あるいは、別のものなのか、ということである。前者の可能性も否定できないが、ここでは一應、後者として解讀し、「大事」「狹義の大事」と「所傳聞行言」「狹義の小事」とを、また、「政令」と「非將君命」とを、それぞれ對應さ

せることにする。これを要するに、告・不告と事の大・小とをからませると、①事が大で、赴告した場合、②事が大で、赴告しなかつた場合、③事が小で、赴告した場合、④事が小で、赴告しなかつた場合、という四つが想定されるが、この注では、前半で①の場合が述べられ（同時に、②の場合が暗示され）、後半で④の場合が述べられている、ということである（なお、③の場合というのは、杜預の頭の中で、はじめから想定されていないもののようなのである）。

圍師出臧否 亦如之

④「臧否」とは、善惡・得失をいう。（つまり）“滅んで（滅んだ方が）敗北を赴告する”ということと“勝つて（勝つた方が）勝利を赴告する”ということとである。これらは、いづれもみな、互言（互いに他方を兼ねる、つまり、どちらか一方だけでよいもの）であつて、兩方から赴告してきてはじめて書く、というわけではない。

附注の「滅而告敗」以下は、本來、すぐ下の傳文についていたものである、とする説があるが、従えない。下の傳文には、赴告しなかつた場合しか記述されて

おらず、上の傳文「告則書 不然則否」のよう
に、その前に、赴告した場合が記述されて、いない
から、この注は、傳にかわつて、それを補つたも
のであろう。ただし、その結果、杜預においては、「師
出臧否」即「滅國」ということになっている（傳文
においては、「雖及滅國」とあるから、「滅國」は、
上の「師出臧否」とは、一應、別のものであらう」。
なお、注の「互告」の「告」は、技勳記に従つて、
「言」に改める。

圍雖及滅國 滅不告敗 勝不告克 不書于策

圍羽父請殺桓公 將以求大宰

⑨「大宰」は、官の名である。

圍公曰 爲其少故也 吾將授之矣

⑩桓公に位を授ける、ということである。

圍使管菟裘 吾將老焉

⑪「菟裘」は、魯の邑である。泰山の梁父縣の南部に
あつた。魯の朝廷に居残る氣がない（隱退したい）
から、別に外邑を造營する、ということである。

附『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰 菟裘 魯邑

也 管菟裘以作宮室 欲居之以終老也」とあるのを
参照。

圍羽父懼 反譖公于桓公而請弑之 公之爲公子也 與

鄭人戰于狐壤 止焉

⑫内〔魯〕については、獲られたことを諱むから、「止」
と言つていのである。「狐壤」は、鄭地である。

圍鄭人囚諸尹氏

⑬「尹氏」は、鄭の大夫である。

圍賂尹氏而禱於其主鍾巫

⑭「主」とは、尹氏が主祭していたもの（つまり、守
護神）である。

附『史記』魯世家の〈集解〉に「賈逵曰 鍾巫 祭名
也」とあるのを参照。

なお、注の「主祭」の「主」は、自分が主となつて、
という意味ではなくて、対象を自分の主とみなして、
という意味であらう。

圍遂與尹氏歸 而立其主

⑮鍾巫を魯に立てたのである。

圍十一月公祭鍾巫 齊于社圃

⑯「社圃」は、圃の名である。

圍館于寫氏

⑩「館」は、舍〔やどる〕である。「寫氏」は、魯の大夫である。

附『史記』魯世家の〈集解〉に「服虔曰 館 舍也 寫氏 魯大夫」とあるのを参照。

⑪ 圍壬辰羽父使賊弑公子寫氏 立桓公而討寫氏 有死者 (羽父は) 弑君の罪を寫氏に被せようとしたが、(討つだけで) 正法によつて誅することは出来なかつた。(つまり) 傳は、(羽父が) 進みもならず退きもならなかつた〔中途半端にせざるを得なかつた〕

ことを言っているのである。

附疏に「劉炫云 欲以弑君之罪加寫氏 則君非寫氏所弑 而復不能以正法誅之 正法謂滅其族汗其宮也 傳言此者進退無據 進誅寫氏 則實非寫氏弑君 退

舍寫氏 則無弑君之人 是其進退無據也」とある。

圍不書葬 不成喪也

⑫ 桓公は隱公を弑して篡立したから、喪禮が正式に行われなかつたのである。

附注の「篡位」の「位」は、諸本に従つて、「立」に改める。